

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 4 月 27 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600398 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1700012 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成16年7月20日は18万円、平成17年6月15日は19万円、平成18年7月7日及び平成19年7月4日は20万円に訂正することが必要である。

平成16年7月20日、平成17年6月15日、平成18年7月7日及び平成19年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年7月20日、平成17年6月15日、平成18年7月7日及び平成19年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成16年7月20日
② 平成17年6月15日
③ 平成18年7月7日
④ 平成19年7月4日

A社から、請求期間①から④までにおいて賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていた。しかし、請求期間①及び②については、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっており、請求期間③及び④については、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無い。

請求期間の全てにおいて、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、A社から提出された請求者の当該期間に係る「支給月別一覧表」（写）及び「賞与夏期分給料台帳」（写）並びに同社の回答により、請求者は、請求期間①に18万円、請求期間②に19万円、請求期間③及び④に20万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されて

いたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届は年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したが、請求期間③及び④に係る請求者の当該賞与支払届は社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、請求期間の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600373 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1700013 号

第1 結論

請求者のA社における平成19年8月10日の標準賞与額を15万8,000円に訂正することが必要である。

平成19年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和60年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成18年8月11日
② 平成18年12月15日
③ 平成19年8月10日

A社から、請求期間①から③までに賞与を支給されたにもかかわらず、年金記録に当該賞与の記録が無い。当該期間の賞与の振込記録がある預金通帳（写）を提出するので、調査の上、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間③について、A社から提出された請求者に係る賃金台帳、請求者から提出された預金通帳（写）及び金融機関から提出された請求者の預金元帳（写）により、請求者は、当該期間に同社から15万8,000円の賞与の支払を受け、当該支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年8月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①及び②について、上記賃金台帳によると、平成18年夏及び同年冬の賞与が支給されているものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、当該賞与に係る振込支給合計額は、上記の預金通帳（写）及び預金元帳（写）における平成18年8月11日及び同年12月15日の振込額と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600359 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1700014 号

第1 結論

請求期間のうち、平成5年2月1日から同年7月24日までの期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間のうち、平成5年9月30日から平成6年1月11日までの期間について、請求者のC社（現在は、D社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成5年2月1日から同年7月24日まで
② 平成5年9月30日から平成6年1月11日まで

私は、平成5年1月にA社の支店であるE店舗に入社後、同年2月に同社において厚生年金保険に加入し、同支店の経営者が交代する同年7月23日まで、同社で正社員として勤務していたが、請求期間①の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、私は、E店舗の経営者交代後の平成5年7月24日から平成6年1月10日まで、C社で正社員として勤務し、同社において平成5年8月1日に厚生年金保険に加入したが、厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日が同年9月30日となっており、請求期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

給与明細書は残っていないが、請求期間①及び②の厚生年金保険料が給与から控除されていたので、調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者が勤務していたA社の支店であるE店舗に係る請求者の具体的な陳述及びF社の陳述等から、期間の特定はできないものの、請求者が、平成5年7月23日に当該店舗の経営者が交代する直前までは、A社の当該店舗に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、請求期間①にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の

者に照会したものの、回答者の中に同社の支店であるE店舗で勤務していた者はおらず、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除がうかがえる回答を得ることができない。

また、B社は、現在はG業ではなく別事業を行っており、請求期間①当時的人事記録及び賃金台帳等の資料は、保管期限経過のため無い旨を回答している上、請求者も給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者が、請求期間①において、A社の支店であるE店舗の責任者として姓を記憶している同僚は、所在不明のため照会できない上、当該期間に係る同社の「被保険者縦覧照会回答票」において、請求者の氏名及び当該同僚の姓は確認できず、同社の被保険者整理番号に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、C社において当該期間に厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚に照会したものの、請求者の退職時期について具体的な回答を得ることができない。

また、D社は、請求期間②当時の社長及び一緒に経営をしていたその息子は、共に亡くなってしまっており、当時の資料は何も残っていない旨を回答している上、請求者も給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。